

犬山市剪定枝粉碎機貸出事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から発生する剪定枝の有効利用を促進し、廃棄物の減量及び資源化を図るため実施する剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）及び併せて使用する資器材（以下「資器材」という。）の貸出しについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小型機 粉碎機のうち、機器重量が100キロを超えないものをいう。
- (2) 中型機 粉碎機のうち、機器重量が100キロを超えるものをいう。

(貸出機材)

第3条 市が貸し出すことができる粉碎機は、小型機及び中型機とする。ただし、第4条各号に掲げる区分ごとに、1台に限る。

2 市が貸し出すことができる資器材は、次に掲げるものとする。

- (1) ゴーグル
- (2) グローブ
- (3) 集草用容器
- (4) 延長コード（電動式の粉碎機に附属するものをいう。）
- (5) ガソリン携行缶（ガソリン式の粉碎機の場合に限る。）
- (6) 粉碎機取扱説明書

(貸出対象者)

第4条 粉碎機及び資器材（以下「粉碎機等」という。）の貸出しを受けることができる者は、市内に所有し、又は管理する敷地内の樹木の剪定等により発生する剪定枝を自ら処理しようとするものであって、次の各号に掲げる粉碎機の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 小型機 市内に住所を有する個人

(2) 中型機 犬山市行政連絡事務等委託規則（昭和55年規則第27号）第3条に掲げる区域の町内会

（貸出期間）

第5条 粉砕機等の貸出期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した7日以内とする。ただし、貸出日及び返却日は、犬山市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「市の休日」という。）でない日とする。

2 前項の規定にかかわらず、貸出日から起算して7日目の日が休日等に当たるときは、その日の後において最も近い市の休日でない日を返却日とすることができる。

（申請手続）

第6条 粉砕機等の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請者本人であることを確認できる書類を提示した上で、剪定枝粉砕機利用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第2号に掲げるものが貸出しを受けようとするときは、当該団体の長又はその委任を受けた者が、前項の申請を行うものとする。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、粉砕機等の貸出しを決定し、申請者に通知するものとする。

（貸出し）

第7条 小型機の貸出しは、貸出日に市役所にて前条第3項の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に引き渡す方法によるものとする。

2 中型機の貸出しは、貸出日に、市と利用者があらかじめ協議を行い決定した場所（以下「指定場所」という。）にて利用者に引き渡す方法によるものとする。この場合において、利用者は、指定場所にて貸出しを受ける粉砕機等の利用方法等の説明を受けなければな

らない。

(返却)

第8条 小型機の返却は、返却日までに市役所にて利用者が市に引き渡す方法によるものとする。

2 中型機の返却は、返却日に指定場所にて市が回収する方法によるものとする。この場合において、利用者は、回収に立ち会わなければならない。

3 利用者は、粉砕機を返却するときは、粉砕機と併せて貸出しを受けた資器材を全て返却しなければならない。

(報告書)

第9条 利用者は、粉砕機等を返却するときは、剪定枝粉砕機利用報告書(様式第2)を市長に提出しなければならない。

(利用料)

第10条 粉砕機の利用料は、無料とする。ただし、粉砕機の利用に係る燃料費等は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第11条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 営利又は政治活動を目的とした活動に利用しないこと。

(2) 粉砕機により粉砕したものを土壌改良材等として有効利用し、廃棄しないこと。

(3) 粉砕機を利用する際は、騒音、ごみの散乱等に十分注意すること。

(4) 粉砕機に異常がある場合は、直ちに作業を中止し、市に報告の上その指示に従うこと。

(5) 粉砕機を第三者に転貸しないこと。

(6) 粉砕機の処理能力を超えて使用しないこと。

(7) 善良な管理の下に使用すること。

(使用の中止)

第12条 市長は、利用者が前条の遵守事項を遵守しないときは、粉砕機の貸出しを中止する。

(損害賠償)

第13条 利用者は、故意又は過失により自己又は第三者に損害を生じたとき、又は粉砕機を損傷し、若しくは滅失したときは、これにより生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。